

1次下請業者が元請に提出するもの

	項 目	留意点
施 工 体 制 関 連	(1) 現場代理人及び主任技術者氏名	① 『施工体制台帳』は元請が作成します。
	(2) 安全衛生責任者氏名	② 現場代理人と主任技術者は同一人物でも良いです。
	(3) 安全衛生推進者氏名(有資格者)	③ 現場代理人と安全衛生責任者、主任技術者は『非専任(2500万以下)であっても、作業を行う場合は、
	(4) 雇用管理責任者氏名	必ず居なければなりません。
	(5) 主任技術者の資格証明または実務経験証明書	④ 主任技術者の資格は、『経験年数』または『資格等による場合』です。経験年数の場合は、『実務経験
	(6) 建設業の許可の写し	証明書』の書式に記入し、提出してください。この場合の経験年数とは現場代理人や現場主任等の、
	(7) 建退共または中退共の加入証明	『実稼動120ヶ月以上』です。
	(8) 内訳書(単価表)	⑤ 『内訳書』には、工種・数量等詳細に願います。(一式はNG)
	(9) 主任技術者の在職証明書	また、『条件表』を添付し、材工の有無や仮設備関係等を詳細に記入してください。
	(10) 主任技術者の保険証の写し	⑥ 保険証の写しは、番号部分を黒消し等で見えないようにして下さい。(名前と会社名が判れば良いです。)
	(11) 主任技術者の顔写真	

(12) 作業員名簿

(13) 送出し教育報告書

(14) 工事用車両届け

(15) 上記車輛の、自賠責・車検証・任意保険の写し

(16) 持込機械届け(車両系・クレーン)

(17) 持込機械届け(電動工具)

(18) 自宅又は会社、宿泊先からの、通勤マップ

参考 ●安全衛生責任者の職務

- ・統括安全衛生責任者との連絡
- ・統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項を、請負人や他の労働者へ連絡すること
- ・上記の事項のうち、当該請負人に係るものの実施についての管理
- ・当該請負人が、その労働者の作業の実施に関し作成する計画と、特定元方事業者が作成する仕事の工程計画、機械設備の配置計画との、整合性の確保を図るための、統括安全衛生責任者との調整
- ・混在作業によって生じる、労働災害の危険の有無の確認
- ・仕事を請負わせている請負人の、安全衛生責任者とのイ

●安全衛生責任者の選任

- ・特定元方から、仕事の一部を請け負うことになる関係請負人に、選任が義務づけられています。

●罰則

- ・安全衛生責任者を選任すべきなのに選任しなかった場合や、選任はしたものの安全衛生責任者としての業務を完全に行わせなかった場合には、事業者は50万円以下の罰金に処せられます。

●安全衛生推進者の資格

1. 大学を卒業後1年、高等学校を卒業後3年、その他については5年以上の事業場の安全衛生の実務に従事し経験を有する者。
2. 厚生労働省労働局長へ届出した登録教習機関の養成講習を修了した者。
3. 厚生労働省労働局長が1・2にあげるものと同等以上の能力を有すると認める者